

No.	質問項目	質問内容	回 答
1	募集要項1頁(5)矢橋帰帆島公園 テニスコート	※うち5面は使用中止 となっています。改修計画の有無、改修される場合は完了時期をお示しください。また、他の面についても改修時期を迎えているものと推測できますが、同様に改修計画の有無、改修される場合は完了時期をお示しください。	現時点でテニスコートの改修計画はありませんが、テニスコートの修繕は優先事項と考えていますので、利用再開に向けて取り組んでいきます。
2	募集要項2頁(5)矢橋帰帆島公園 子ども広場	※うち10台は使用不可 となっています。修繕又は新規更新計画の有無、修繕等をされる場合は完了時期をお示しください。また、他の自転車についても修繕・更新時期を迎えているものと推測できますが、同様に修繕・更新計画の有無、修繕等される場合は完了時期及びその内容をお示しください。	現時点でおもしろ自転車の修繕予定や新規更新計画はありません。
3	募集要項4頁(3)エ 予約システムの導入について	整備予定の県の施設予約システムについて、同システムの仕様書の開示時期についてお示しください。また、システム導入に係る費用額の提示、職員へのシステム使用についての研修等の実施の予定の有無について教えてください。 7頁キに地元地域に対する先行予約についての対応が可能な仕様となっているものと解してよろしいか。	県で調達を検討している施設予約システムは、令和9年度の調達および構築(令和10年度から利用開始)を予定しているところです。仕様書の開示時期は令和9年度上半期となる見込みです。また、県の施設予約システム利用に係る指定管理者の費用負担は想定していません。指定管理者の職員への研修については、令和10年度2～3月頃に実施予定です。地元地域に対する一部施設の先行予約については、オンライン予約での対応ではなく、システム上の運用により対応できると考えています。
4	募集要項6頁管理運営方針	令和9年度以降に駐車場等の整備工事を予定しているとされていますが、工事期間内における利用者数減や自主事業による収入減に対する補填等の考えの有無とその内容について教えてください。	当該工事は、施設が通常運営を行える範囲での計画的な利用制限を予定しており、損失補填は想定しておりません。また、自主事業は指定管理者の責任と費用により実施していただくものであり、補填が生じるものではありません。
5	募集要項7頁カ公園施設の適切な維持管理	両公園とも施設・設備において老朽化しているのが多く散見出来ます。長期保全計画を提示いただきたい。また、長期保全計画に記載がないものでも、利用者の利便・安全性の観点から早期に修繕等を必要とするところがあるが、県の負担と責任において対応していただきたいと考えますが、如何でしょうか。 修繕費については、見積額1件につき100万円未満のものは指定管理者が己の負担と責任において実施するもの、とされていますが、見積額1件の考え方をお示しください。	長寿命化計画については、現在作成中です。施設の修繕等については、県が一律に対応するというものではなく、起因する事情により、募集要項9-10ページのリスク分担表に従って対応することになります。また、見積額1件とは、修繕の内容と関連しており、一体と認められるものをいいます。
6	9頁物価等の変動	物価変動にかかるリスク負担は協議事項となっていますが、(ただし、光熱水費を除く。)となっております。光熱水費に対する物価変動時のリスク負担は原則どちらが負うものとしておられるか。	光熱水費にかかる物価等の変動のリスクは、原則、指定管理者の負担となります。ただし、協定締結時には見込めないような不測のリスクが生じた場合は、県と指定管理者で協議の上、リスク分担を決定することがあります。(基本協定(案)第11条第2項)
7	12頁サ改修工事に伴う施設の利用制限	利用料収入施設や自主事業に係るものに対して、利用制限が必要となった場合の、その補填内容について。 施設や設備に対して使用制限がなされたことによる影響により、利用者減、利用料収入の減の補填についての考えを伺う。	利用制限に起因する事情により、募集要項9-10ページのリスク分担表に従って対応することになります。また、自主事業は、指定管理者の責任と費用により実施していただくものであり、補填が生じるものではありません。
8	別添3 こどもの広場リニューアル	令和8年度中に設置予定の遊具の種類と、本体や耐用年数、消耗品の交換頻度をお示しください。また、遊具のメーカーや設置業者の保証内容と期間も併せてお示しください。	遊具の種類については、募集要項別添3を御参照ください。遊具の耐用年数は概ね10年ですが、遊具により異なります。消耗品の交換は、使用状況によるものであり、保証内容についても、工事完了後に確定するものであり、現時点で未定です。
9	その他	2027年5月22日～29日の間、矢橋帰帆島公園グラウンドにて、ワールドマスタースゲームズ2027関西のソフトボール競技が行われると発表されています。 また、報道では滋賀県と草津市は共同して都市緑化フェア2030年を誘致し、帰帆島公園もその会場の一つとされています。いずれもその際の指定管理者の役割と経費の負担についての基本的考えを示してください。	ワールドマスタースゲームズ2027関西のソフトボール競技において、矢橋帰帆島公園グラウンドは会場となっております。※詳しくは公式サイトをご覧ください。 また、2030年に滋賀県と草津市で共催を目指している全国都市緑化フェアについて、矢橋帰帆島公園が会場となるか、会場となった場合どのような関わりを持つこととなるかについては、現時点で未定です。
10	募集要項6頁「管理料積算に当たっての留意事項」およびリスク分担表「物価等の変動」	人件費の取扱いは賃金指数で示されています。資材費や外部委託費が大きく上がった場合は、どの指標で判断し、いつ、どのように翌年度の管理料へ反映されますか。	光熱水費を除く、人件費以外の物価変動についても、以下の指標値の平均値に3%以上の変動が生じた場合、県が参考額を算定した際の各支出金額や指標値増減率を踏まえて、協議年度の翌年度指定管理料を算定します。平均値の期間は、基本協定(案)別紙5リスク分担表を参照してください。 【指標値】 「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)・賃金指数・きまって支給する給与・調査産業計・一般労働者30人以上

No.	質問項目	質問内容	回 答
11	リスク分担表「価格等の変動」	電気料、水道料などの光熱水費が大きく上がった場合は、指定管理者負担となりますか。「光熱水費を除く」とありますが、県と協議できる場合は、条件と手順を教えてください。	光熱水費にかかる物価等の変動のリスクは、原則、指定管理者の負担となります。ただし協定締結時には見込めないような不測のリスクが生じた場合は、県と指定管理者で協議の上、リスク分担を決定することがあります。(基本協定(案)第11条第2項)
12	募集要項7頁「公園施設の適切な維持管理」仕様書「IX植栽管理業務(11)枯損木・倒木処理」およびリスク分担表「不可抗力」	台風、強風、地震等で倒木が発生した場合の伐採・処分、災害廃棄物の処理、応急安全措置の費用は、1件100万円未満でも県と協議できますか。県負担または別途予算の対象となる範囲と、緊急時の連絡・見積・承認の手順を教えてください。	募集要項9・10ページのリスク分担表の不可抗力に該当する場合は、金額の多寡に関わらず、県のリスク分担となります。不可抗力に該当する事象が生じた場合は県と協議してください。なお、募集要項7ページの「ク 緊急時の対応」のとおり指定管理者は、公園において施設利用者の事故や災害その他の緊急の対応を要する事態が発生した場合に現場で対応する責任を有し、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに県に報告しなければなりません。指定管理者は、緊急時に適切な対応をとれるよう、予め、事故・災害対策のマニュアルや、夜間・時間外における発災等を想定した関係機関との緊急連絡網の作成、近隣の避難所等までの経路の確認等、緊急時の対応に必要な体制を整備しなければなりません。
13	仕様書資料 別紙5・別紙6「植栽管理業務数量表（参考）」	数量表は現状と差がある場合は現状によるとされています。収支計画では、どの地点の現況数量と直近の作業実績を使えばよいですか。提案後から引継ぎまでに数量が変わった場合の扱いも教えてください。	数量表は参考資料としてお示ししているものであり、収支計画作成時の現況により収支計画を作成してください。 なお、数量が変わった場合も指定管理料の見直しは想定しておりません。
14	募集要項4頁「その他(施設予約システム)」	令和10年4月1日以降の施設予約システムについて、県導入か指定管理者の独自調達かは、いつ決まりますか。対象施設、必要な機能、初期費用・利用料・連携費用の負担区分、参考額に見込まれた費用の有無を教えてください。	県で調達を検討している施設予約システムは、令和9年度の調達および構築(令和10年度から利用開始)を予定しているところです。県の予約システム導入は、システムに係る予算が議決(令和9年度当初予算、令和9年度3月頃予定)されることをもって進めてまいります。指定管理施設においては、指定管理者が独自システムを利用希望される場合、それを妨げる運用は想定していません。 なお、県の施設予約システムを利用される場合、指定管理者の費用負担は想定していません。
15	募集要項6頁	令和9年度以降に予定される駐車場棟の整備工事について、対象区域、時期、利用停止や管理業務への影響を教えてください。工事により利用料金収入や追加対応費用に影響が出た場合の協議・精算の扱いも教えてください。	当該工事は、大駐車場一体を想定を予定していますが、施設が通常運営を行える範囲での利用制限を予定しており、指定管理料の見直しは想定しておりません。また、リスク分担表「運営リスク」の「改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止」にあたる場合は、指定管理者の負担となります。
16	募集要項19頁「設計図書等の閲覧」	収支計画と修繕計画の前提を確認するため、直近の法定・保守点検結果、主要設備の不具合・修繕履歴、長期保全計画、現指定管理者の年度別事業計画書や報告書は閲覧できますか。閲覧できない資料がある場合は、提供の可否を教えてください。	滋賀県情報公開条例に基づき、情報公開請求をしていただければ、開示可能な情報は公開することができます。 なお、長寿命化計画については、現在作成中です。
17	募集要項4項 (3) その他イ②	指定管理者が自動販売機を新たに設置することは可能ですか。	指定管理者が自主事業により自動販売機を設置することができます。ただし、県への使用料等が発生します。
18	募集要項10項 リスク分担表内の公園施設の損傷	経年劣化によるもの(見積額が1件当たり100万円未満のものに限る。)とありますが、令和8年度における各種損傷については現指定管理者が責任を持って修繕や交換等を行い、新たな指定管理者へ引き継がれる認識で良いか。また、仕様書に明記されていない設備等も同様の理解で良いのでしょうか。	公園施設の損傷のうち、経年劣化によるもの(見積額が1件当たり100万円未満のものに限る。)で、修繕や更新が必要なものは、指定管理者にて対応しますが、その必要性については、施設等の状況により総合的に判断しますので、必ずしも損傷した施設が修繕されているとは限りません。また、仕様書は全ての施設等を網羅的に記載するものではなく、通常の指定管理業務を行う上での細目的事項を記載したものであり、仕様書に明記されていない設備等も同様となります。
19	募集要項1項、2項 (5) 施設の規模および内容	テニスコートが5面使用中止、おもしろ自転車10台は使用不可により、利用料収入が減少すると見込んでいます。募集要項の基本的な運営方針に基づいて、公園の効用が最大限に発揮されるよう、効率的かつ効果的な運営をするためには重要な収入源です。令和9年4月には通常の営業が出来る状態で引き継がれるのか、また現状のまま引き継がれる場合は収入減の補償等はあるのかお示してください。	現時点でテニスコートおよびおもしろ自転車の修繕計画は未定であるため、次期指定管理開始時には現状のまま引き継がれる見込みです。 なお、施設の一部を利用停止している状態での実績に基づき参考額を積算しているため、補填が生じるものではありません。